# 白塚漁港(河芸地区)みなと公園及び 海浜グラウンド便所解体工事

	意匠図		外構図
A - 1	解体工事特記仕様書1	G - 1	外構図 (参考図)
A – 2	解体工事特記仕様書2		
A - 3	付近見取図・仕上表・配置図兼仮設計画図 (参考図)		
A - 4	平面図・天井伏図・建具表(みなと公園便所)(参考図)		
A - 5	小屋伏図・立面図 (みなと公園便所) (参考図)		
A - 6	矩計図・配筋図・外構詳細図(みなと公園便所)(参考図)		
A - 7	平面図・立面図・建具表(海浜グラウンド便所)(参考図)		
A - 8	矩計図・配筋図(海浜グラウンド便所)(参考図)		

A - 0

S: 1/100

原図: A2

# 解体工事特記仕様書

I. 工事名 白塚漁港(河芸地区)みなと公園及び海浜グランド便所解体工事

# Ⅱ.工事概要

1 工事場所 津市 河芸町一色 地内

2 工事内容 棟名称 みなと公園便所、海浜グラウンド便所

構造 みなと公園便所:RC造(一部木造)平家建て 海浜グラウンド便所:RC造平家建て

建築面積 みなと公園便所: 37.5㎡ 海浜グラウンド便所: 12.5㎡

延べ面積 みなと公園便所: 37.5㎡ 海浜グラウンド便所: 12.5㎡

工事項目 みなと公園便所:解体工事一式(設備撤去含む) 海浜グラウンド便所:解体工事一式(設備撤去含む)

### Ⅲ.解体工事仕様

# 1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕 部監修、平成31年版)による。

### 2 特記仕様

- 1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、〇の付いたものを適用する。
- 3) 項目欄に記載の() 内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

<b>±</b>	福日		#± n = 15				
章	項目	特記事項 					
1	   (1) 適用基準	本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。					
		<ul><li>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(平成31年版)</li></ul>					
_		<u> </u>		築改修工事標準仕様書」(平成31年版)			
般		$\simeq$		解体工事共通仕様書・同解説」(最新版) 事標準詳細図」(平成28年版)			
共			「自川呂福印血修「建業工 「の再資源化等に関する法律				
		・その他関係法令					
通							
事	(2) 発生材の処理等 (1.3.10)	$\circ$		に係る解体工事等であって、その規模 事の規模に関する基準以上の工事である			
項	(4. 4. 1)			事の  院院に関する  基準以上の  工事である  及び特定建設資材の再資源化等の実施に			
	(5. 4. 1)	ついて適正な措置を	講ずることとする。				
		工事契約後に明ら	かになったやむをえない	事情により、予定した条件により難い場			
		合は、監督員と協調	議するものとする。				
		分別解体等の方法					
		工程	作業の有無	分別解体等の方法			
		建築設備・ 内装材等	・ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用			
		屋根ふき材		・手作業 ・手作業、機械作業の併用			
		外装材・ 上部構造部分		・手作業 ・手作業、機械作業の併用			
		基礎・ 基礎ぐい	<ul><li>有 · 無</li></ul>	・手作業 ・手作業、機械作業の併用			
		その他 ( 外構 )	<ul><li>有 · 無</li></ul>	・手作業 ・手作業、機械作業の併用			
		引き渡しを要するもの 特別管理産業廃棄物		・ PCB含有物 ・ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			
		木材の縮減	<ul><li>実施する</li></ul>				
			(最も近い再資源化施設す	までの距離が50Kmを超える場合に限る)			
		再資源化し現場で利用する建設廃棄物・( )					
		再資源化を図るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
		<u> </u>	ルトコンクリート塊				
		建設発生	木材				
		金属類	- 利田仏後はにせべてを中で	五次派ル制ロ			
		2 4 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	p利用促進法に基づく指定i p利用促進法に基づく指定i				
			l理法に基づく水銀使用製品				
		<ul><li>硬質ポリ</li></ul>	塩化ビニル管及び継手				
		・ ガラス					

	引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源 化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関 する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に 処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。
③ 建設副産物情報 交換システム の利用	受注者は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出することとし、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
④ 三重県 産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することは
	できない。
(5) 工事実績情報の 登録 (1.1.4)	適用する(請負金額が500万円以上の場合)     受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督員に提出すること。
6 電気保安技術者 (1.3.3)	<ul><li>配置する</li></ul>
7 技能士 (1.5.2)	職種別に可能なものについては積極的に活用のこと
8 疑義	設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。
⑨ 施工条件 (1.3.5)	<ul> <li>・ 監督員と協議し決定する。</li> <li>施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ~ 時 の位別の施工順序 ・ 指定なし ・ ( )</li> <li>工事車両の駐車場 ・ 指定なし ・ 図示 (図面番号: )</li> <li>資機材置場 ・ 指定なし ・ 図示 (図面番号: )</li> </ul>
10 官公庁手続	工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者 負担とする。
① 騒音・振動の防止	重機は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された 建設機械の使用に努めること。
① 危険災害の防止	<ol> <li>エ事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。</li> <li>重機搬出入時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通整理のための誘導員を配置すること。</li> </ol>
① 工事進入路	重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。
14) 工事写真	<ol> <li>着工前: 解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。</li> <li>工事中: 営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版))に従い撮影するほか、監督員との協議による。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号」による。</li> </ol>
①5)完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。
①6 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況 聴取、調査、検証等に協力すること。

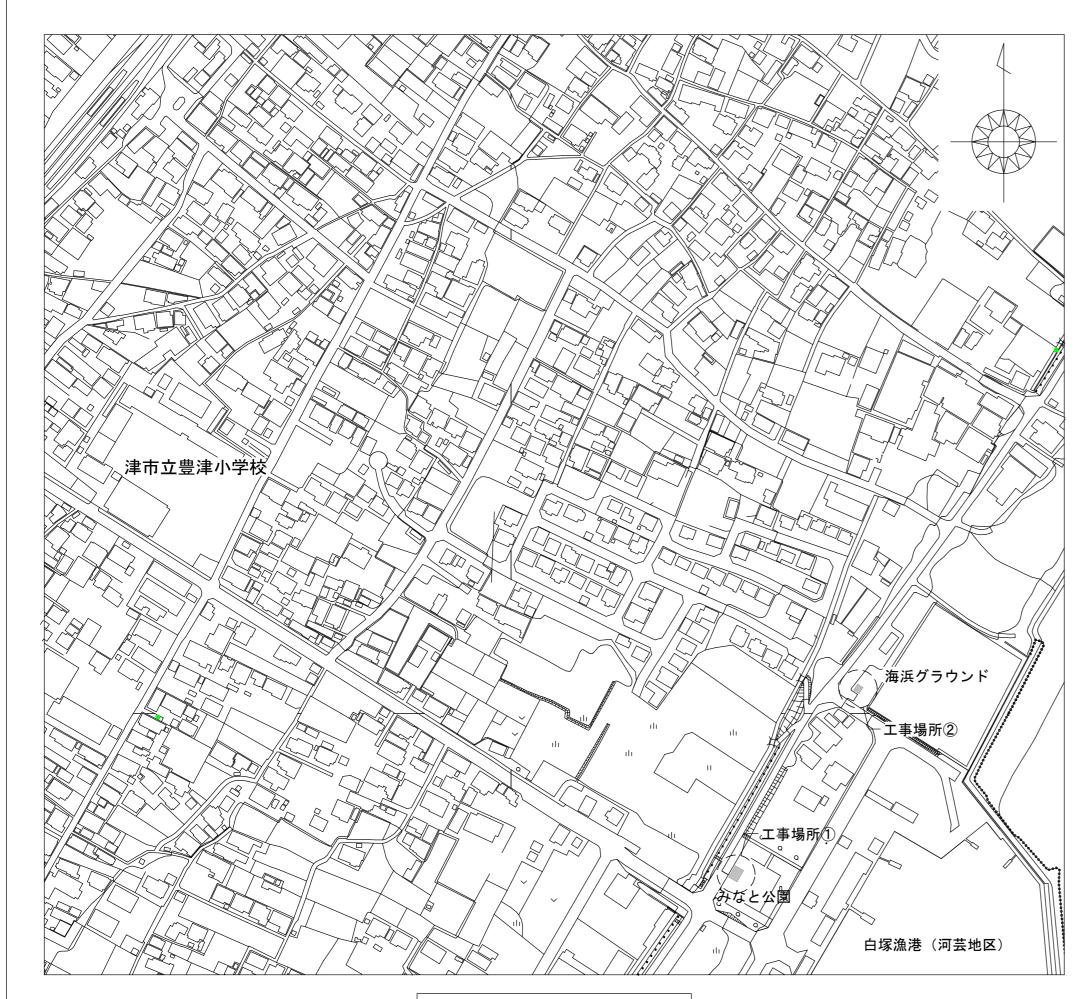
① 提出書類	施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、その他市監督員の指示するものとする。
18 産業廃棄物	施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。
① 不正軽油の使用 の禁止	<ul> <li>1) 一般事項         市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出 入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32( 製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。</li> <li>2) 調査の協力         受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</li> <li>3) 是正措置         受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は、下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</li> </ul>
② 地下残存物の確認	中間検査又は完成検査において、地下残存物の確認を受けること。 確認時期は、監督員と協議し決定する。
②1) その他	・作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。 ・作業着手までの調査は、事前に施設管理者及び、市監督員と協議するものとする。 ・敷地内、周辺での作業・通行等は周辺住民の安全確保に十分配慮すること。 ・安全対策のため、作業終了時及び休工時は出入口を施錠すること。 ・作業着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと 写真等に記録しておくこと。 ・工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任におい で速やかに原形復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ・設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取 合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優 先する。 ・工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ・緊急日心要を場合において、市監督員以外(施設管理者等)が直接受注者に指示す ることがある。その場合は当場行に従うことと。 原材、現土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないこととし、当然のことながら 無理な積込みは行わないこと。 ・工事車両等の出庫時は、タイや清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に の掛けること。 ・喫煙に腹られた場所のみとし、現場内は禁煙とする。 ・建物付属物については特記なき限り記載の有無に関わらず飲去処分とする。 ・建設配管については特記なき限り記載の有無に関わらず飲去処分とする。 ・地数は、全て伐採・伐根とし、業者処分とする。 ・地数は、全て伐採・伐根とし、実着処分とする。 ・地域は、全て伐採・伐根とし、表名処分とする。 ・地域は、全て伐採・戊根とし、天名処分とする。 ・地域は、全て伐採・戊根とし、天名処分とする。 ・地域はは、たい、大型に関わらず散去処分とする。 ・本工事の仕上げ材には、アスベスト含有の材料があり撤去処分とする。 ・本工事の仕上げ材には、アスベスト含有の材料があり撤去処分とする。 ・本工事の仕上げ材には、アスベスト含有の材料があり撤去を行い安全に配慮して作業を行うこと。 ・是機様は入び重機を設置・使用する際は、鉄板敷きなどの必要な措置を行い安全に配慮して作業を行うこと。 ・全風等により強風が考えられる場合は、足場のシート撤去や部分補強をあらかじめ 行うこと。 ・本工事は吹付タイルの下地調整金材にアスベスト含有のため、湿式集度機付き ディスクグラインの下地調整金材にアスベスト含有のため、湿式集度付き ディスクグラインの下地調整をはある場合は、足場のシート撤去や部分補強をあらかじめ があれば、個域がないように整固に組み立てること。 ・本工事は吹付タイルの下地調整備をにアスベスト含有のため、混式集度付き ディスクグラインの下地調整をはかに下を経ります。 ・本記を開発していては、市監督員に報告すると共に記述ながよります。 ・本記を開発していては特別を表するとは、にないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

白塚漁港(河芸地区)みなと公園及び 海浜グラウンド便所解体工事

章	項目	特記事項					
2	① 仮設トイレ	構内既存の施設・利用できる・ 利用できない					
	② 仮囲い	位置 ・ 図示(図面番号: A-3) ・ その他( )					
仮		仕様 (・) 図示(図面番号:A-3) ・ 成形鋼板H=3000 ・ 成形鋼板H=2000 ・ その他( ガードフェンスH=1800)					
設	3 監督員事務所	<ul><li>設置する。</li></ul>					
事	(2. 3. 1)	監督員事務所の規模(単位:㎡)					
7		適用					
		監督職員事務所の仕上げ					
		部位等 仕上げ					
		床 合板張り又はビニール床シート張り 内壁・天井 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り					
		屋根 溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り					
		備品等の設置					
		種類   机・いす   書棚   黒板・白板   掛時計   温度計					
		数量   組 台 個 個 個 個   日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					
		数量 足 着 個 個 台					
		種類消火器一分<					
		数量                     台					
	④ 工事用水	構内既存の施設					
	0	・ 利用できる(・ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない 取出位置 ・図示(図面番号:G-1)					
	(5) 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる(・ 有償 ・ 無償) (・) 利用できない					
		本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。					
	⑥ 騒音・粉じん等 の対策	○ 設ける ・ 防音パネル ○ 防音シート ・ 養生シート 適用範囲、高さ等 図示(図面番号: )					
	(2. 2. 1)	・ 設けない					
	7 仮設鉄板敷	・鉄板 (t=22) を敷き、養生を行うこと。         ・砂充填       ・ ( )					
	8 山留めの撤去	鋼矢板等の抜き後の処理					
	(2. 4. 3)	位置・図示(図面番号: )					
	9 散水養生	解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。					
	10 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手す					
		り、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業					
		は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方 式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。					
	(11) 損傷を与えた	解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、桝等に損傷を与えた場合には、監督					
	場合の対応	員に報告するとともに、受注者の責任において原状復旧を行うこと。					
3	① 浄化槽、排水槽等 (3.2.1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う ・ 行わない					
解	2 オイルタンク、サービスタンク	廃油の回収、洗浄等					
体	配管内等(3.2.1)	・ 行う ・ 行わない					
施	3 杭の撤去(3.9.2)	杭の撤去 ・ 行う ・ 行わない					
エ		・ 行う ・ 行わない					

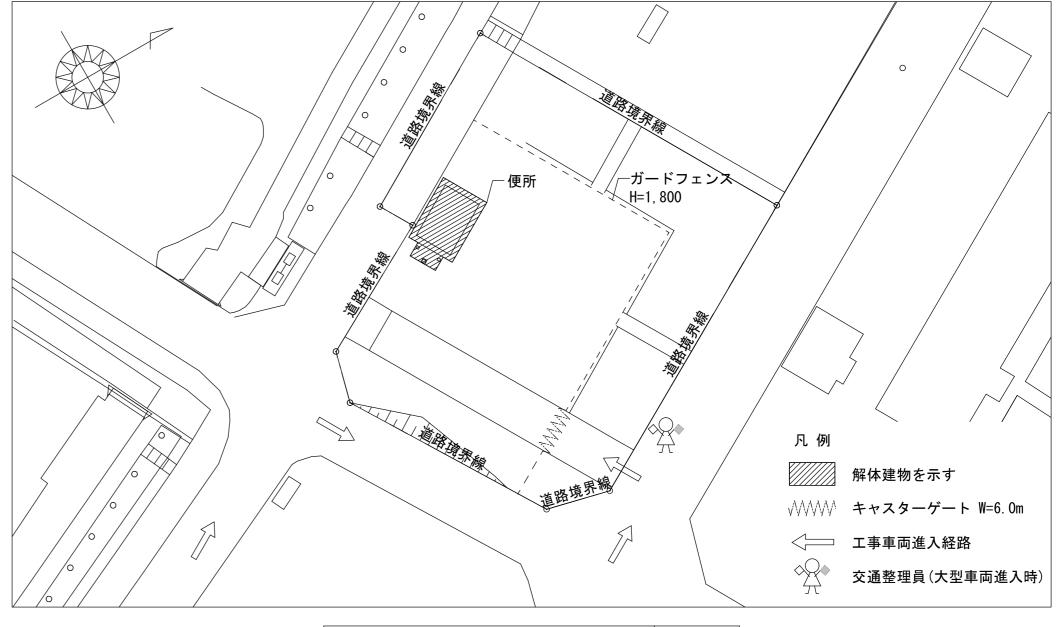
		解体方法
		・ 引抜き工法 ( ・ 振動 ・ ケーシング ・( ))
		• 破砕 • 図示(図面番号: )
		引き抜いた杭の処理
		<ul><li>図示(図面番号: )</li></ul>
	(4) 樹木等	樹木の伐採抜根及び移植
	(3. 11. 1)	<ul><li>・ 行う 図示(図面番号:G-1)</li><li>・ 行わない</li></ul>
		1142/90
	⑤ 地下埋設物及び	地下埋設物及び埋設配管の解体
	埋設配管	<ul><li></li></ul>
	(3. 12. 1)	<ul><li>行わない</li></ul>
	(6) 解体撤去後	・砕石(C-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。
	の整地	・再生クラッシャラン(RC-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。
	(3. 13. 1)	・山砂(購入土)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。
	1 産業廃棄物	特例による広域的処理 ・ 図示 (図面番号: )
4	広域認定制度(4.4.2)	
7-5		
建設	2 最終処分 (4.4.3)	最終処分する廃棄物 ・ ( ) 最終処分場 ・ ( )
廃	(4. 4. 0)	五文中に 人ご 月 7分
棄物	3 処理に注意を	建設廃棄物の種類 処理方法
の処	要する建設廃棄物	· C C A 処理木材
理	(4. 5. 1)	・(1)アスベスト含有石膏ボード
		・(2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード ・(1) (2) 以外の石膏ボード ・埋立処分 ・再資源化
	(4) 水銀使用製品産 業廃棄物	(・) 蛍光ランプ ・ HIDランプ ・ ( ) 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策
	3K363K13	部)に基づき適切に処理すること。
	5 水銀含有ばいじ	・ 燃え殻 ・ 鉱さい ・ ばいじん ・ 汚泥
	ん等	・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策
		部)に基づき適切に処理すること。
	4	杜明佐田本衆内卒権の八七四本
5	1 施工計画調査 (5.1.2)	<ul><li>特別管理産業廃棄物の分析調査 調査範囲 図示(図面番号: )</li></ul>
特		・ 微量PCB、PCB含有シーリング材の分析調査
別 管	(5. 4. 1)	調査範囲 図示(図面番号: )
別管理産業廃棄物	3 廃油、廃酸、	・ 廃油 適用箇所 図示(図面番号: )
業		<ul><li>廃酸 適用箇所 図示(図面番号: )</li></ul>
廃棄	の有無 (5.4.1)	・ 廃アルカリ 適用箇所 図示(図面番号: )
	A 6 / 1 1 2 3 ME	
の   処	4 ダイオキシン類 (5.4.1)	・ サンプリング調査 調査範囲 図示(図面番号: ) 解体方法及び処分方法
理		· ( )
		<ul><li>図示(図面番号: )</li></ul>
	5 水銀を含む特別	・ 鉱さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ
	管理産業廃棄物	「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策 部)に基づき適切に処理すること。
		叩/に奉うご廻りにだ任すること。
	6 廃水銀等	・ 廃水銀(特定施設において生じたもの) ・ 廃水銀化合物
		・ 廃水銀(水銀使用製品が産業廃棄物となったもの等から回収したもの) 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策
		部)に基づき適切に処理すること。
	0 11 1	
6	(6.1.3)	石綿含有建材の事前調査 エ東美手に失立た。石線会方建せの使用について、日視、恐計図書及び貸与姿料等に
	(0. 1. 3)	工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等に より書面調査及び現地調査し、監督職員に報告すること。
綿		調査範囲 ( ・ 設計図書すべて ・ 図示 )
百		貸与資料 ( ・ 石綿有無の調査報告書・ )
石綿含有建材		・ 分析による石綿含有建材の調査
め		分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

		材	料 名	京	・JIS A 1481 ≧性分析 ・JIS A 1481	定量分	・JIS A 1481-3 析 ・JIS A 1481-4
					箇所数 (		所数(  )
				-	箇所数 (		所数 ( )
							所数(    ) 所数(    )
	採取賃				度測定位置については		
② 石綿粉じん濃度	適用	測定名和	サンプル数 称   測定	医時期	所あたり3サンプル 測定場所		測定箇所数
測定	$\overline{(\cdot)}$	測定 1 測定 2	──   火川坪1	作業前	処理作業室 処理作業室外(3		計 点計 4点
(6. 1. 4)	•	測定3 測定4			処理作業室 放流水分		計 点 検出限界値
			処理化	作業中	3200.3373	,,	1L当たり50本以下 PH5を超え9未満 計 1 点
		測定 5 測定 6		作業後	処理作業室外 (建 処理作業室外 (建		計 4 点計 4 点
		測定7	,,,,,	隻生中) 作業後	処理作業室		計点
		測定 8	(シート	散去後  以降)	調査対象室外部処理作業室外(敷	の付近	計 点
	測定	方法			701440 0 70	L	784 ch 0 F C
			ルタ直径(mm	)	25	J定 1, 4, 7, 8 25	測定 2, 5, 6
		D吸引流量 D吸引時間			· 1 · ( ) · 1 · 5 · ( ) · 1	5 • ( ) 20 • ( )	) (-)10 · ( )
3 石綿含有吹付け材 の除去・処分	除去対 除去コ				番号: ) [6.3.2] • 図:	示(図面番号	· A-3)
(6.3.2)					散防止措置	小 (四曲节	. A 0)
(6. 3. 3)	·	11 /1 / I			潤化		
			含有吹付材 処分(管理			] 加理(溶融)	スは無害化処理)
		-11/	<i>C7</i> 7 (6-1		~/J·3//	7C-1 (70 MA)	CIONE IDE-1
4 石綿含有保温材等			<ul><li>図示</li></ul>				
(6. 4. 4)			含有保温材 処分(管理		か 処分場) ・ 中間	]処理(溶融)	スは無害化処理)
(5) 石綿含有成形板 (6.5.4)			•		番号:A-5、A-6、A-8) 一ドを除く)	)	
(0. 0. 4)		_			I E PA Y		
	(•	) 埋立が	処分(安定	型最終	処分場) ① 中間	]処理(溶融フ	スは無害化処理)
⑥ 五娘会有从 L 涂牡					C		スは無害化処理)
⑥ 石綿含有仕上塗材		村象範囲		]示(図	処分場)		スは無害化処理)
⑥ 石綿含有仕上塗材	除去女 除去工 除去し	対象範囲 に法 した石綿1	<ul><li>図</li><li>図</li><li>図</li><li>含有仕上塗</li></ul>	示(図  示(図  材等の		-8)	
⑥ 石綿含有仕上塗材	除去工除去し	対象範囲 に法 いた石綿? ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<ul><li>図</li><li>② 図</li><li>含有仕上塗</li><li>処分(管理</li></ul>	示(図  示(図      対等の  型最終		-8) ]処理(溶融3	マは無害化処理)
⑥ 石綿含有仕上塗材	除去菜除去工除去し	対象範囲 に法 いた石綿? ・シ 埋立な に綿含有化	図	示(図  示(図  材等の  型最終    別なま等	面番号:A-3、A-7、A- 面番号:A-3) 処分 処分場) ○ 中間	-8) 引処理(溶融) (防止対策につ	スは無害化処理) ついて」(平成29年
⑥ 石綿含有仕上塗材	除去去工人。	対象範囲 に法 した石綿(で 一) 埋立が 一部付け を用仕上述	① 図 ② 図 含有仕上塗 処分(管理 仕上塗大大・の でである。	示(図  示(図  対等の  型最終  除去等  発第170	面番号:A-3、A-7、A- 面番号:A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業における石綿飛散 5301号)及び「建築物 じん飛散防止処理技術	-8)  処理(溶融3  防止対策につ  の改修・解し    指針」(平月	マは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含
⑥ 石綿含有仕上塗材	除去去工人。	対象範囲 に法 した石綿(で 一) 埋立が 一部付け を用仕上述	① 図 ② 図 含有仕上塗 処分(管理 仕上塗大大・の でである。	示(図  示(図  対等の  型最終  除去等  発第170	面番号:A-3、A-7、A- 面番号:A-3) 処分 処分場) ・ ・ ・ ・ 中間 作業における石綿飛散 5301号)及び「建築物	-8)  処理(溶融3  防止対策につ  の改修・解し    指針」(平月	マは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含
1 施工計画調査	除除除 ※5月建筑析	対象範囲 によた は は は は は ない は は は は は は は は は は は は は	回図図図図図図図図図を	示(図図の終等170   一次   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	面番号: A-3、A-7、A- 面番号: A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業における石綿飛散 5301号) 及び「建築物 じん飛散防止処理技術 づき適切に処理するこ	-8) 「処理(溶融) 「防止対策につ 」の改修・解り 「指針」(平月 」と。	マは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含
	除除除 ※ 5月建究 析 5月建究 析 5	対象範囲 によた は は は は は ない は は は は は は は は は は は は は	● 図 図 図 図 図 図 塗 理の の 図 塗 理の が の の 所 で で が の の 所 で で で で で で で で で で で で で で で で で	示(図図の終等170   一次   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	面番号:A-3、A-7、A- 面番号:A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業における石綿飛散 5301号)及び「建築物 じん飛散防止処理技術	-8)  処理(溶融3  防止対策につ  の改修・解し    指針」(平月	マは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含
1 施工計画調査 (7.1.3)	除除除 ※月建第一分析 ※ 5 有研 分析 ※ 5 有研 ※ 5 月 建 第一	対はたいいいのでは、おいては、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	● 全球の 大の 所図 図 図 塗 理の 大の 所図 図 塗 理の 大の 所 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1示材型除発第1の図図の終等170が新規を170がある。	面番号: A-3、A-7、A- 面番号: A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業における石綿飛散 5301号) 及び「建築物 じん飛散防止処理技術 づき適切に処理するこ	-8) 「処理(溶融) 「防止対策につ 」の改修・解り 「指針」(平月 」と。	マは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含
1 施工計画調査	除除除 ※5有研 分 特人	対はたいいいのでは、おいては、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	● 図 図 図 図 図 図 塗 理の の 図 塗 理の が の の 所 で で が の の 所 で で で で で で で で で で で で で で で で で	1示材型除発第1の図図の終等170が新規を170がある。	面番号: A-3、A-7、A- 面番号: A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業における石綿飛散 5301号) 及び「建築物 じん飛散防止処理技術 づき適切に処理するこ	-8)  処理(溶融ス  防止対策につ  の改修・解り  指針」(平月  と。	マは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物	除除除 ※ 5 有研 分 特 ※ 5 有研 分	対したの語の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	● 全球の 大の 所図 図 図 塗 理の 大の 所図 図 塗 理の 大の 所 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1示材型除発第1の図図の終等170が新規を170がある。	面番号: A-3、A-7、A- 面番号: A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業における石綿飛 5301号) 及び「建築物 じん飛散防止処理技術 づき適切に処理するこ 示(図面番号:	-8)  処理(溶融ス  防止対策につ  の改修・解り  指針」(平月  と。	スは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含 成28年4月28日 国立
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物	除除除 ※ 5 有研 分 料 ;; •	対にたいには、日を開いていた。 はいまた はいいい はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はい	● 全球の 大の 所図 図 図 塗 理の 大の 所図 図 塗 理の 大の 所 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1示材型除発第1の図図の終等170が新規を170がある。	面番号: A-3、A-7、A- 面番号: A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業における石綿飛 5301号) 及び「建築物 じん飛散防止処理技術 づき適切に処理するこ 示(図面番号:	-8) -8) -8) -8) -8) -7 -7 -7 -7 -7 -7 -7 -7 -7 -7	Zは無害化処理) Oいて」(平成29年 本時における石綿含 対28年4月28日 国立
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物	除除除 ※ 5 有研 分 料 ;; •	対にたい 綿 日 色 開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	● 全球の 大の 所図 図 図 塗 理の 大の 所図 図 塗 理の 大の 所 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1示材型除発第1の図図の終等170が新規を170がある。	面番号: A-3、A-7、A- 面番号: A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業における石綿飛 5301号) 及び「建築物 じん飛散防止処理技術 づき適切に処理するこ 示(図面番号:	8) 外理(溶融) の改修・解析 計針」(平成 と。	又は無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含 成28年4月28日 国立
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	除除除 ※5有研 分 特 ※ 1 1 (一年)	対にたいにおりている。 はいでは、おいでは、おいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・ 全郷仕環塗建 な と で は で は で で で で で で で で で で で で で で で	示材型除発石)   囲 種   図図の終等70粉基   図等	面番号: A-3、A-7、A- 面番号: A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業にお及び「母の で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	-8) 処理(溶融) の改作・解析 指針」(平析 ・) 回収 ・( ・( ・(	Zは無害化処理) Oいて」(平成29年 本時における石綿含
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物	除除除 ※ 5 有研 分 冷寒 3 1 1 2 2 4 3 4 3 4 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4	対にしている日色界 間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	● 会処仕環塗建 な 設 図 図 塗理の 大の 所 の 画 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	示材型除発石)   囲 種	面番号: A-3、A-7、A- 面番号: A-3) 処分 処分場) ・ 中間 作業における石綿飛 5301号) 及び「建築物 じん飛散防止処理技術 づき適切に処理するこ 示(図面番号:	-8) 処理(溶融) の改作・解析 指針」(平析 ・) 回収 ・( ・( ・(	Zは無害化処理) Oいて」(平成29年 本時における石綿含
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	除除除 ※5有研 分 特 ※ ・	対にしている日を開して、特種フハニの次ののでは、	● 会処仕環塗建 な 設 図 図 塗理の 大の 所 の 画 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	示材型除発石)   囲 種   媒を((等最去1/4粉基 図 等   回督	面番号: A-3、A-7、A- 面番号: A-3) 処分場) ・ 中間 処分場) ・ 中間 5301号)及び「建築技術 ではからでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	-8) 処理(溶融) の改作・解析 指針」(平析 ・) 回収 ・( ・( ・(	Zは無害化処理) Oいて」(平成29年 本時における石綿含
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	除除除 ※ 5 有研 分 冷に去去去 「月建究 析 特    ̄・・・   ・・   ・・   ・・   ・・   ・・   ・・	対についる日色界 間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	含処仕環塗建 な 设 会 大き回庭 有分上水が研 調 を 作の行機 で と で は で な の と で か い の か で か で か で か で か で か か の か か か か っ か し 管 廃	示材型除発石)   囲 種   媒を理棄((等最去1綿に 類 の監票物図図の終等70粉基 図 等   回督 管	面番号: A-3、A-7、A-1	8)	スは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含 成28年4月28日 国立 及び処分 ) ) ) ) )
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	除除除 ※ 5 有研 分 冷に 撤去去去 「3 0 驾開 前・・ 特   ***  ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・	対にというには、日色界で関する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	含処仕環塗建 な 设 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	示材型除発石)   囲 種   媒を理棄外((等最去1綿に 類 の監票物機図図の終等70 粉基 図 等   回督 管ユ	面番号: A-3、A-7、A-1 面番号: A-3) の番号: A-3) 処分場) ・ 中間	一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の	スは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	除除除 ※ 5 有研 分 特 流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対にして日降界 間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	含処仕環塗建 な 设 去書回庭フ空の 有分上水材築 い 副 に類収用ロ調 に質収用ロ調 を	示材型除発石)   囲 種   媒を理棄外設((等最去1綿に 類 の監票物機等図図の終等70粉基 図 等 回目督 管ユに	面番号: A-3、A-7、A-1の面番号: A-3)  処分場) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	8) 別の 「別の 「別の 「別の 「別の 「別の 」 「	スは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含 成28年4月28日 国立  及び処分 ) ) ) ) ) ) )  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物 (7.3.1) 3 フロン類の回収 (2.4.3)	除除除 ※ 5 有研 分 冷に 撤パ上去去去 「月建究 析 特  ̄ ̄・                 ・   ・   ・ )に 対 に かい は いっこう は は いっこう いっこう は いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	対についる日色界 間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	含処仕環塗建 な 设 去書回庭フ空、有分上课材築 い 副 に類収用ロ調冷は一位を大か研 調 産 伴の行機ン機媒の上管材大ら究 査 物 う写程器をのの図塗理の気の所 範 の 冷し管廃屋移大	示材型除発石)   囲 種   媒を理棄外設気((等最去1綿に 類 の監票物機等中図図の終等70 粉基 図 等   回督 管ユにへ	面番分 (・A-3) (-A-3) (・A-3) (・A-3) (・A-3) (-A-3) (-	8) 別のある は、	スは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含  t 28年4月28日 国立  及び処分 ) ) ) ) ) ) )
1 施工計画調査 (7.1.3) 2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	除除除 ※5有研 分 特 冷に 撤パ上 当去去去 「月建究 析 特   「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対にして日降界   間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	含処仕環塗建 な 设 去書回庭フ空、 エ・一	示材型除発石)   囲 種   媒を理棄外設気 た((等最去1綿に 類 の監票物機等中 っ図図の終等70粉基 図 等   回督 管ユにへ て	面番号: A-3)  一番号: A-3)  一個番号: A-3)  「一個番号: A-3)  「一個電話: A-3) 「一個電話: A-3) 「一個電話: A-3) 「一個電話: A-3) 「一個電話: A-3) 「一個電話: A-3)	8)	スは無害化処理) ついて」(平成29年 本時における石綿含 成28年4月28日 国立 及び処分 )))))))))))) )ということ。 合においても と。

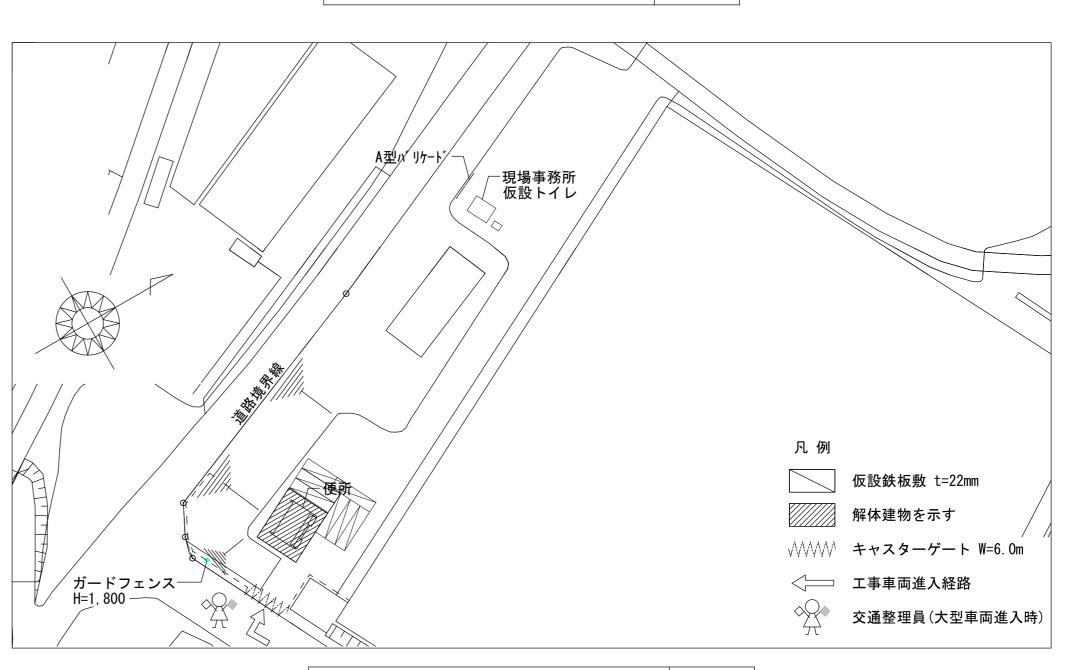


付近見取図

	仕上表	※〈〉内はアスベスト含有建材を示す。				
箇所	みなと公園便所	海浜グラウンド便所				
屋根	〈カラーベスト t=6.0〉 アスファルトルーフィング t=1.0 野地板下地 t=18	防水モルタル金コテ仕上げ(水上:t=40、水下:t=20)				
軒天	ケイ酸カルシウム板 t=8 下地の上 吹付タイル	コンクリート下地の上〈吹付タイル〉				
外壁	コンクリート下地の上 吹付タイル	コンクリート下地の上〈吹付タイル〉				
床	磁器質タイル 125角、200角	磁器質モザイクタイル 50角				
内壁	コンクリート下地の上 吹付タイル	コンクリート下地の上〈吹付タイル〉/ 磁器質モザイクタイル 50角				
天井	化粧木質吸音板 t=12 木製下地	〈ケイ酸カルシウム板 t=8〉〈吹付タイル〉LGS下地				
※ 吹作	※ 吹付タイルは、下地調整塗材にアスベスト含有のため、下記工法で撤去すること(各種申請及び届出を行うこと)。					



みなと公園 配置図兼仮設計画図 S: 1/500



海浜グラウンド 配置図兼仮設計画図 S: 1/500

アルテック設計 E重県津市大谷町233番地 TEL:059-225-1602 FAX:059-225-3192

・湿式集塵装置付きディスクグラインダー工法

一級建築士 第177266号 伊藤 公智 原図: A2

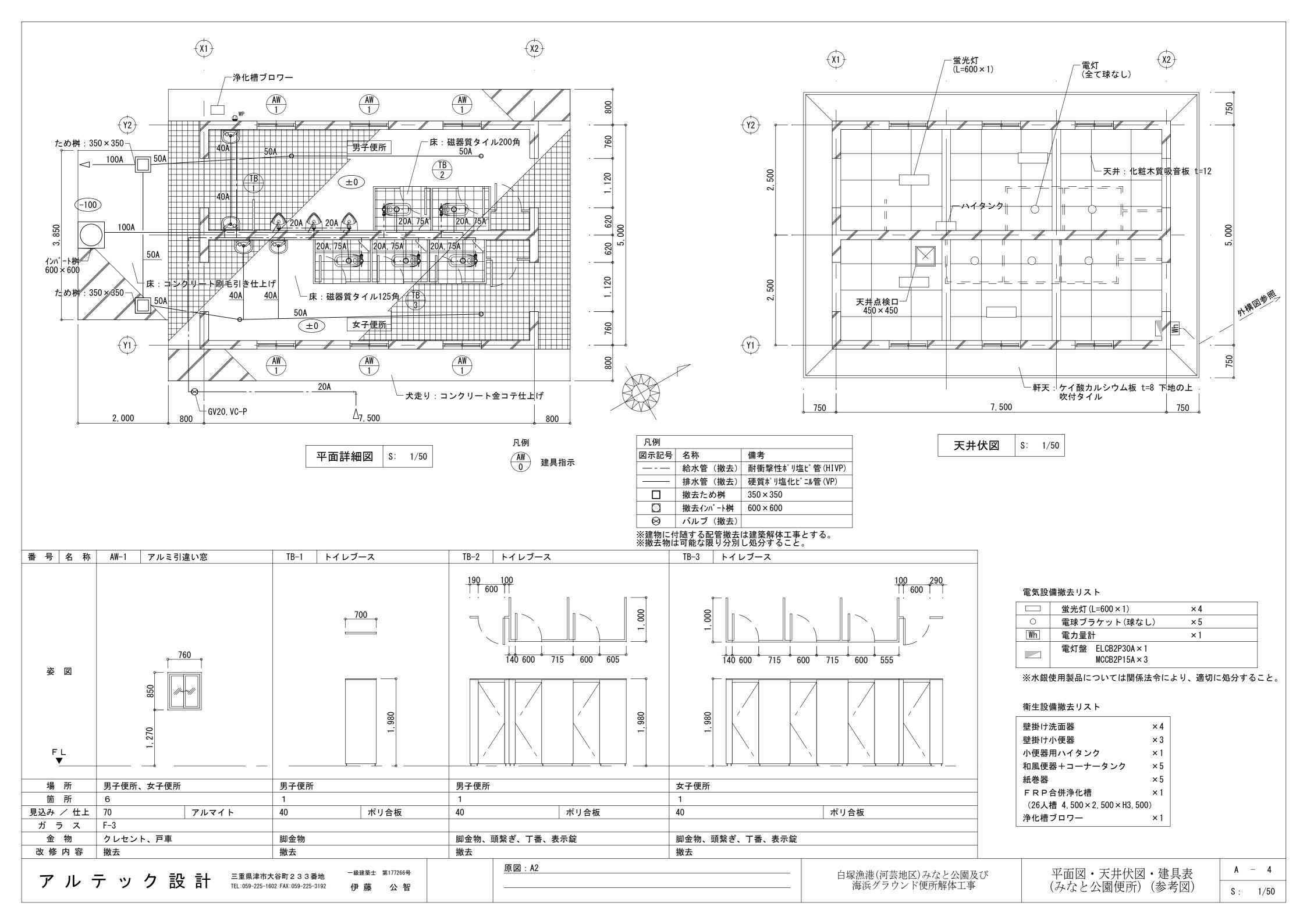
※ 設備配線配管の撤去数量は、各平面図、外構図による。

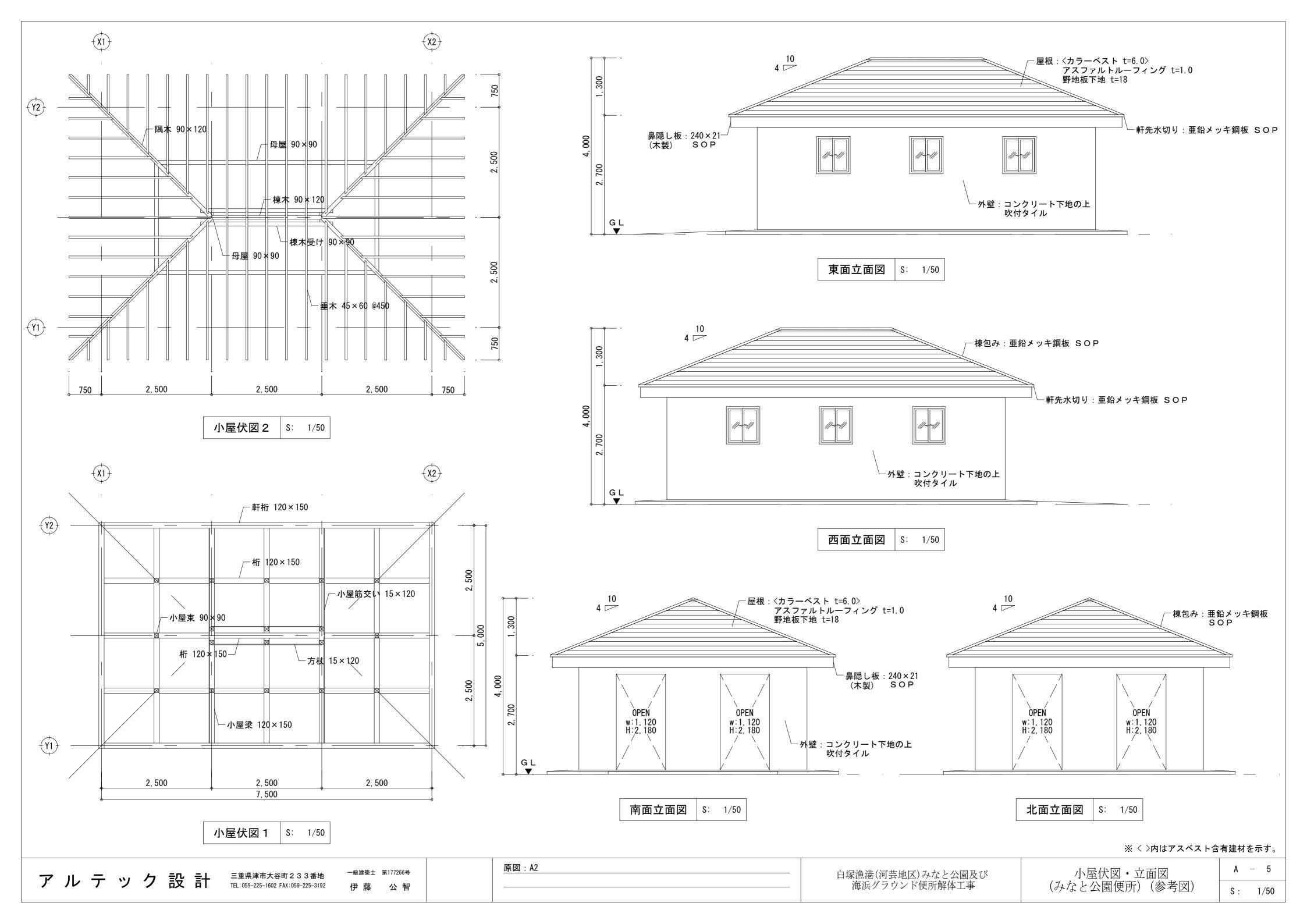
白塚漁港(河芸地区)みなと公園及び 海浜グラウンド便所解体工事

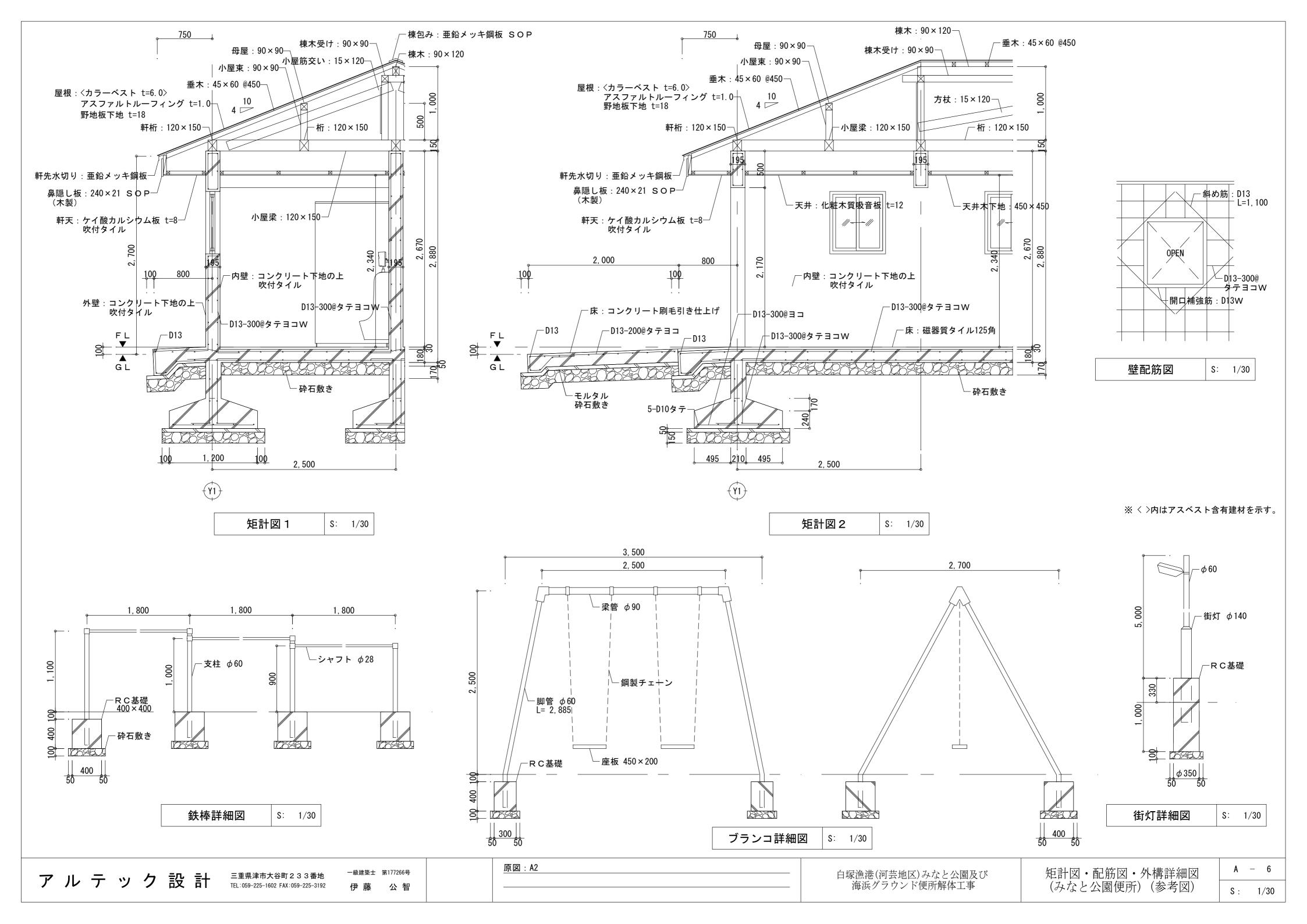
付近見取図・仕上表・ 配置図兼仮設計画図(参考図)

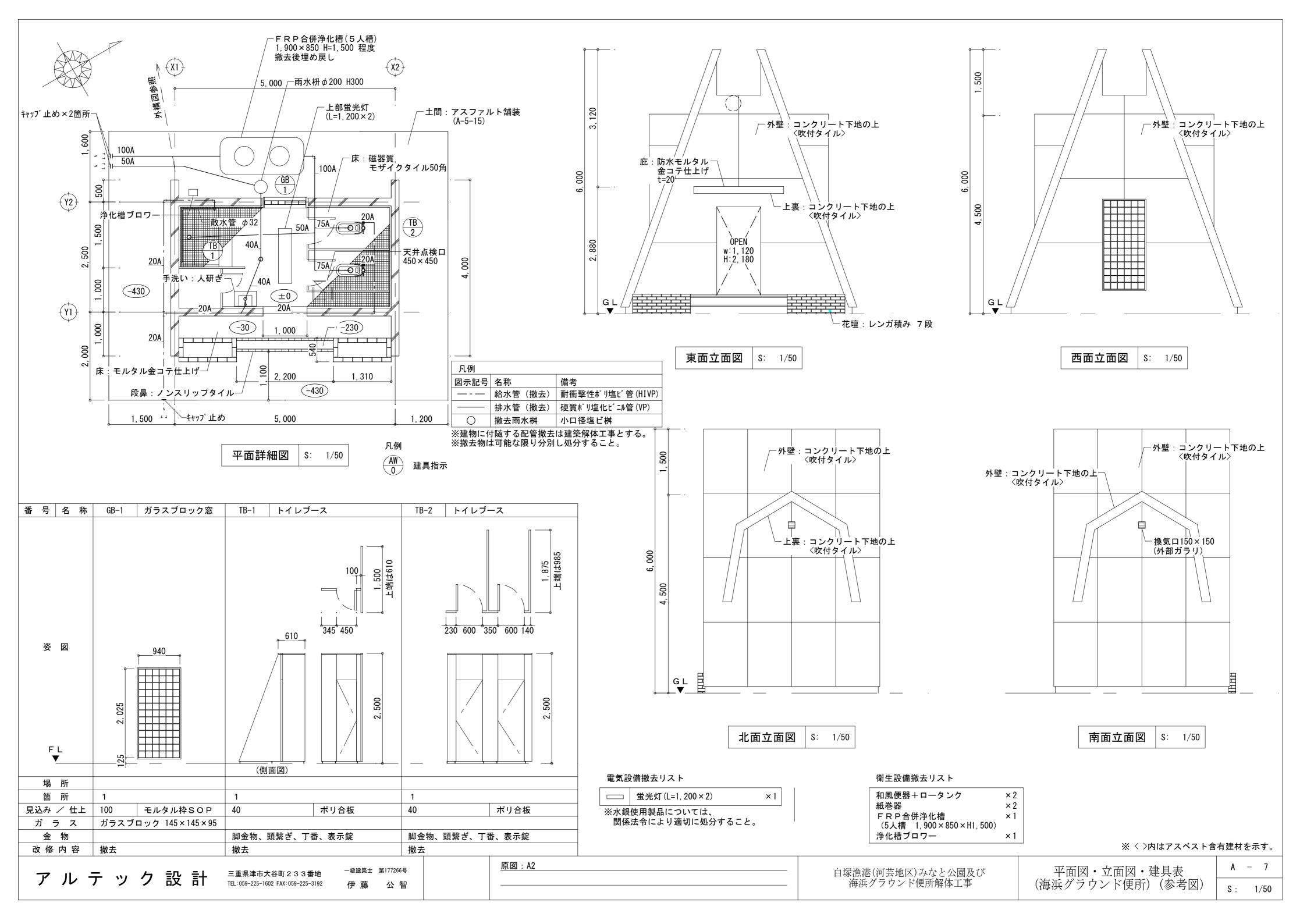
A – 3

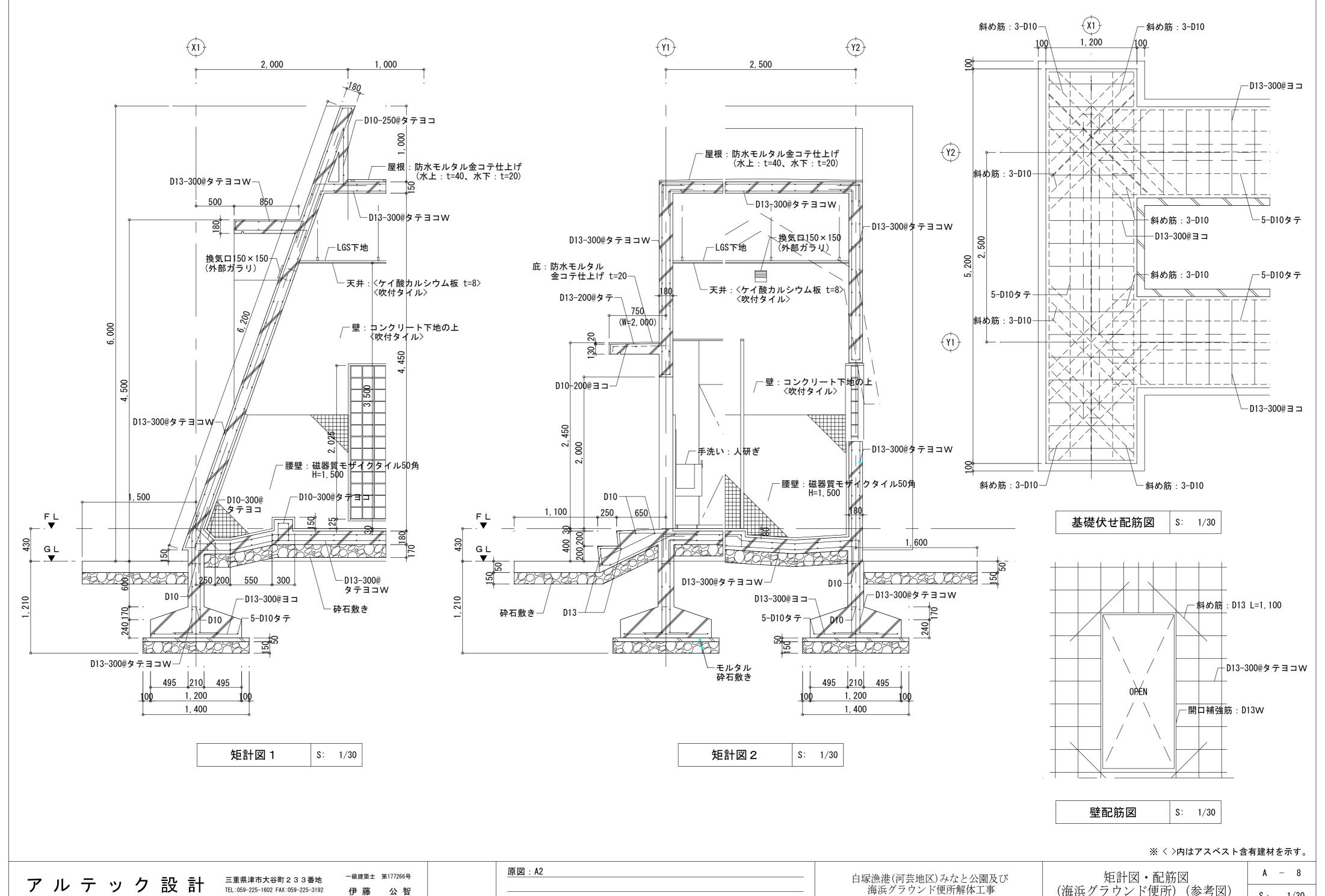
S: 1/500







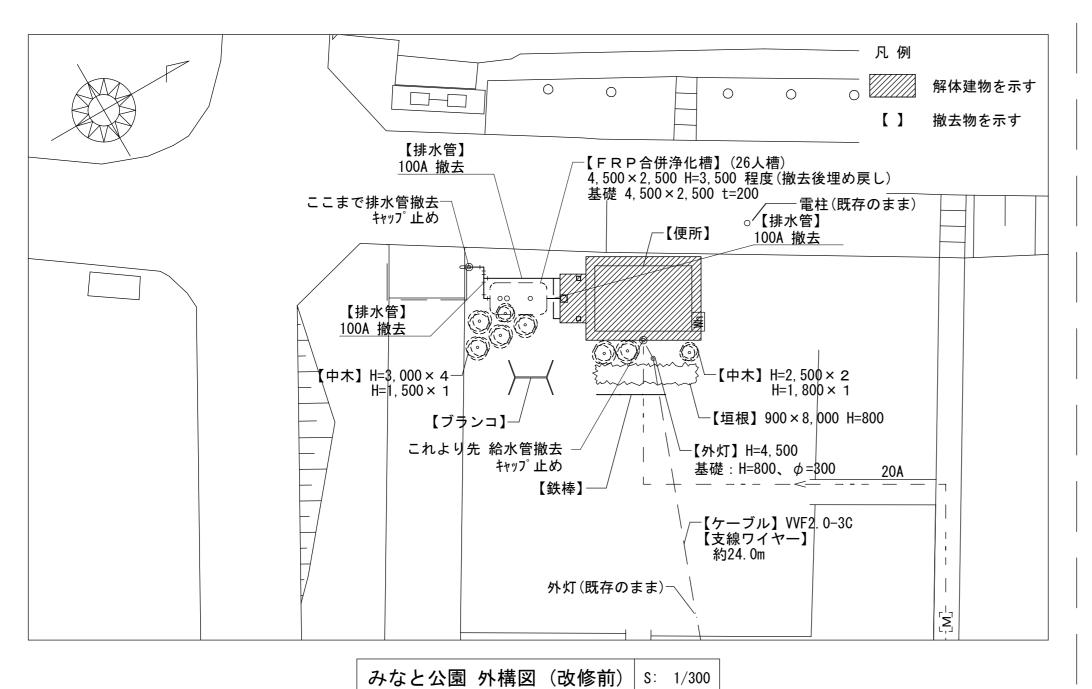


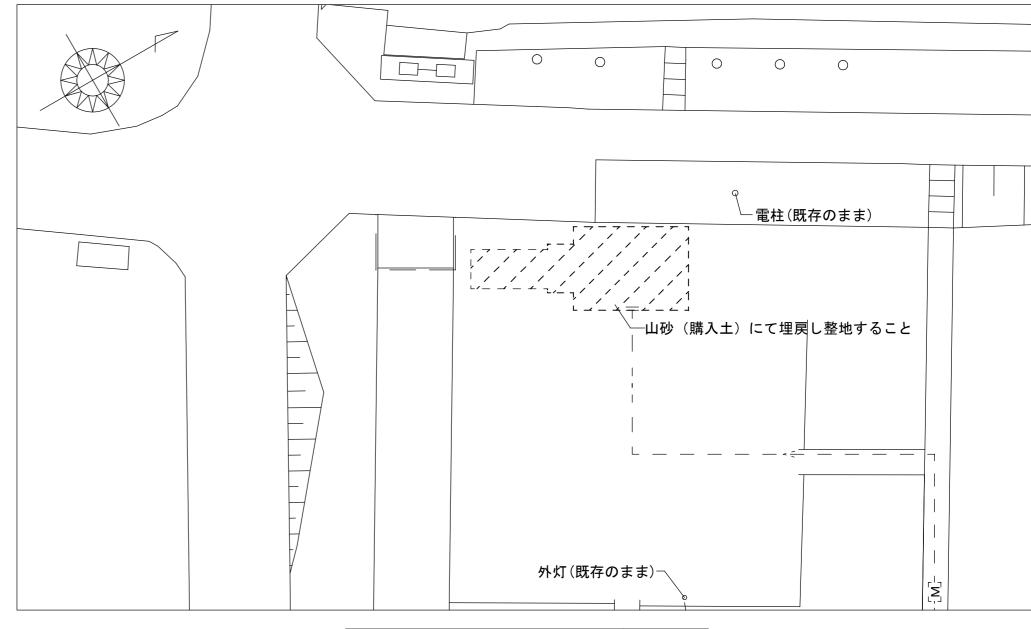


伊藤 公智

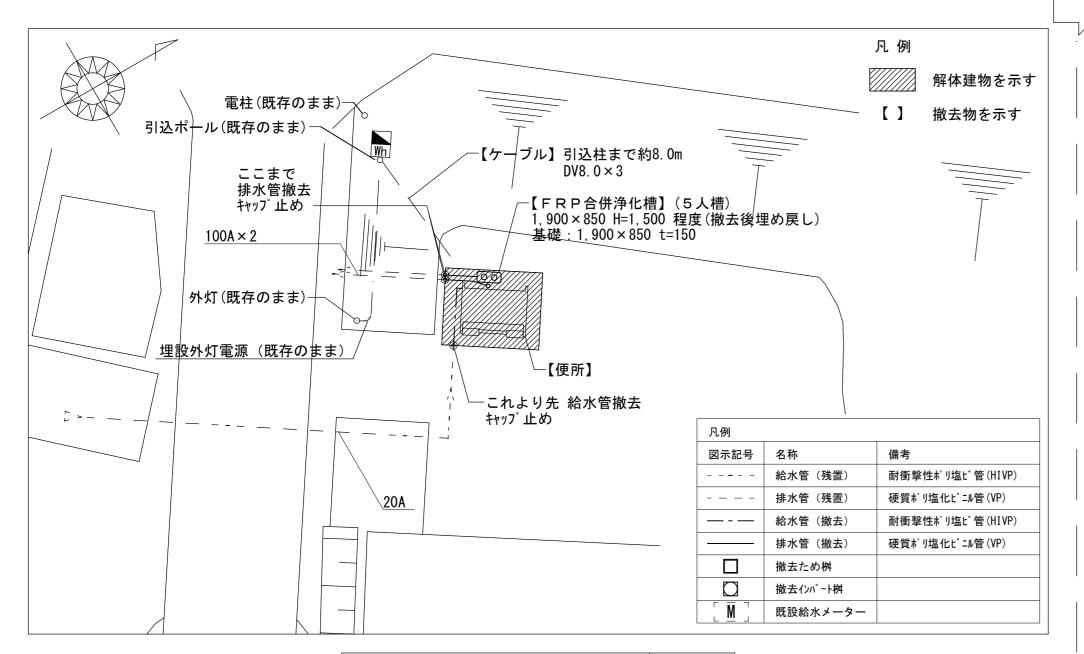
(海浜グラウンド便所) (参考図)

S: 1/30

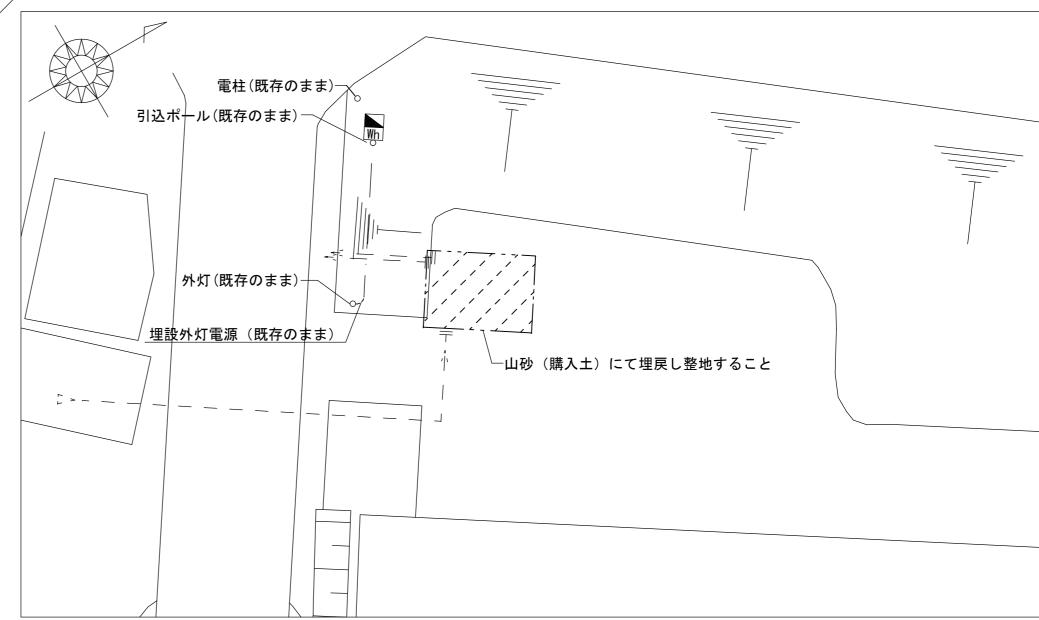




みなと公園 外構図 (改修後) S: 1/300



| 海浜グラウンド 外構図 (改修前) | S: 1/300



海浜グラウンド 外構図 (改修後) S: 1/300

アルテック設計 = <sup>三重県津市大谷町233番地</sup>TEL:059-225-1602 FAX:059-225-3192

一級建築士 第177266号 伊藤 公智 原図: A2

水銀使用製品は関係法令により、適切に処分すること。

白塚漁港(河芸地区)みなと公園及び 海浜グラウンド便所解体工事

外構図(参考図)

G – 1 S: 1/300